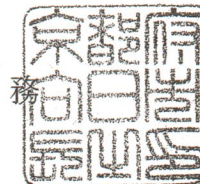




18向環第3190号
平成18年5月31日

向日市国民保護協議会
会長 久嶋 務 様

向日市長 久嶋



向日市国民保護計画について（諮問）

向日市国民保護計画について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第39条第3項の規定により諮問します。

向日市国民保護計画に定める事項（法第 16 条及び第 35 条関係）

向日市の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項

：法第 35 条第 2 項第 1 号

向日市が実施する国民の保護のための措置に関する事項

- ・ 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
：法第 16 条第 1 項第 1 号
- ・ 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
：法第 16 条第 2 項第 2 号
- ・ 避難の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
：法第 16 条第 2 項第 3 号
- ・ 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
：法第 16 条第 2 項第 4 号
- ・ 武力攻撃災害の復旧に関する措置
：法第 16 条第 2 項第 5 号

国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
：法第 35 条第 2 項第 3 号

国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項

：法第 35 条第 2 項第 4 号

国民の保護のための措置を実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
：法第 35 条第 2 項第 5 号

向日市の区域に係る国民の保護のための措置に関し向日市長が必要と認める事項

：法第 35 条第 2 項第 6 号